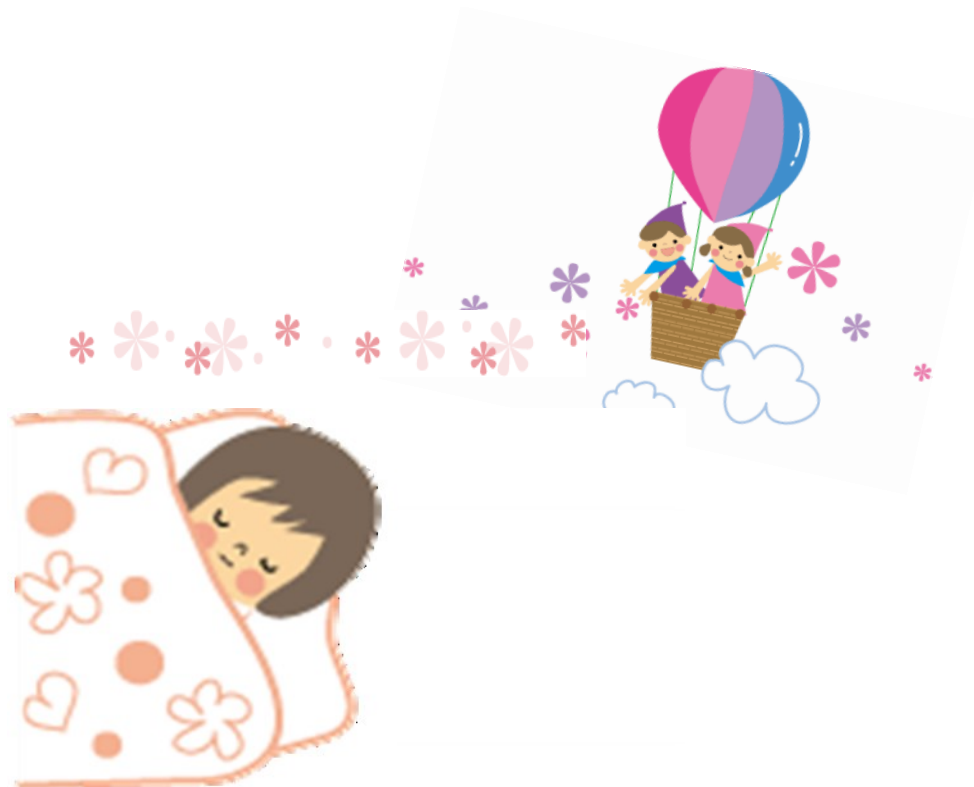


# 守谷市 病児・病後児保育事業 の御案内

☆守谷市病児・病後児保育事業とは・・・

病気の回復期又は回復期ではないが症状が安定している状態のお子さんについて、保護者が働いている等の理由により、家庭で保育することができず、保育所や幼稚園での集団保育も困難な場合に、一時的にお預かりする事業です。



守谷市役所 保健福祉部 児童福祉課  
(令和2年4月)



## 1 対象となるお子さん

次のいずれにも該当するお子さん

- ・ 病気回復期又は回復期ではないが症状の急変が認められず、集団保育が困難なこと
- ・ 生後6か月から小学校6年生までのお子さん
- ・ 保護者の勤務や傷病、事故、出産、冠婚葬祭等により家庭における保育が困難なこと
- ・ 守谷市に住所を有するお子さん又は保護者が守谷市内で勤務しているお子さん

※利用は原則守谷市民の方が優先となり、市外の方は利用申込時に定員に満たない場合のみの利用となることを御了承ください。

## 2 利用できる目安



次のいずれにも該当する場合。

- ・ 医師の診察を受け、病児・病後児保育室の利用が可能と診断された。
- ・ 診察した医師から、病児・病後児保育室利用を可とする旨を記載した所定の「診療情報提供書」を発行してもらっており、それを託児時に提出できる。

〔主な症状目安〕

- 1 熱が概ね38度未満（解熱剤使用の際は、6時間経過後の体温）で、ぐったりしていない。
- 2 ミルクや水分を自力で取ることができ、脱水症状がない。
- 3 食欲があり、食事半分程度は食べることができる。
- 4 強い腹痛がなく、嘔吐や下痢の症状があったとしても、軽くなる傾向にある。
- 5 呼吸困難症状がない（極端にゼーゼーしていない）。
- 6 入院の必要がなく、重症化する危険性が低い。
- 7 何人かのお子さんと一緒に集団保育を受けることができる。

※お子さんの状態が上記に該当していても、感染症の種類や症状、予防接種の状況等により、病児・病後児保育事業を利用することができない場合があります。

※先に予約が入っている児童の病状等により、安全な保育の実施ができないと判断される場合は、病児・病後児保育事業を利用することができない場合があります。

## 3 実施施設・定員

- (1) 施設名 : すこやかルーム  
(運営主体 社会医療法人社団 光仁会 総合守谷第一病院)
- (2) 場 所 : 守谷市松前台一丁目16番地6 電話 0297-45-2194
- (3) 定 員 : 1日につき3人まで

## 4 利用期間・保育内容

利用期間は、初回利用日から起算して7日以内（土、日、祝日を含む。）です。また、通常の保育内容に準じた保育を行います。

## 5 保育時間・休業日

- (1) 保育時間 : 月曜日～金曜日 午前8時～午後6時、土曜日 午前8時～午後1時
- (2) 休業日 : 日曜日、祝日、12月29日～1月3日

## 6 利用料金

1人1日当たり 5時間以内 1,000円

5時間を超える場合 上記料金に1時間当たり200円加算

※その他給食等の実費経費がかかります。

※①生活保護世帯又は②前年度市町村民税が非課税である世帯に該当する場合は、証明書の写しを利用申込までに提出していただきますと無料となります（証明書発行に係る費用は自己負担です）。

※③守谷市外に住所を有するお子さんについては、診療情報提供書は実費負担となります。また、登録時に保護者の方の勤務先が分かる書類の提出が必要となります。

区分	必要な証明書	発行窓口
①生活保護世帯	<u>生活保護受給が証明できる書類（写し）</u>	守谷市役所 1階 社会福祉課 (市外の方は住所地の市役所担当課)
②市民税非課税世帯	<u>世帯全員の非課税証明書（写し）</u> ※4月から5月までの利用は前年度分 ※6月から翌3月までの利用は今年度分	守谷市役所 1階 総合窓口課 (転入された方・市外の方は今年（1月から5月の利用は前年）1月1日時点の居住地の市役所担当課)

### ○幼児教育・保育の無償化に伴う利用料の償還について

令和元年10月から開始する幼児教育・保育の無償化に伴い、子育てのための施設等利用給付認定（保育認定に限る。）を受けた方については月37,000円を上限として、利用料の償還を受けることができます。償還を受けるためには守谷市役所児童福祉課（市外の方は居住地の市役所担当課）での手続きが必要となります。（制度の詳細については、守谷市役所児童福祉課へお問い合わせください。）

## 7 利用手続き

利用に関する書類等は、すこやかルーム、守谷市役所児童福祉課、保健センター、各保育所等に用意しています。（守谷市のホームページからもダウンロードできます。）

### (1) 利用登録申込書の提出（事前登録）

事前に「守谷市病児・病後児保育事業利用登録申込書（様式第1号）」の提出が必要です。利用登録は提出した年度内に限り有効です（次年度以降の利用の際には、再度提出が必要です）。

保護者が市内在勤でお子さんの住所が守谷市外の方については、保護者の方の勤務先が分かる書類（健康保険証や社員証等の写し）を添付してください。

提出先は、実施施設又は守谷市役所児童福祉課となります（緊急その他やむを得ない事由がある場合は、実施施設へ事前相談の上、当日提出してください）。

### (2) 利用までの流れ

ア 予約申込をする 連絡先：すこやかルーム（電話 0297-45-2194）

初回利用日の2日前から予約の申込ができます。前日までに実施施設に電話で空き状況を確認し、予約をしてください。（ただし、緊急その他やむを得ない事由で当日利用を希望される方は、当日の朝8時以降に、実施施設に電話で空き状況を確認し、相談の上、利用してください。）

イ かかりつけの病院で診療情報提供書を記入してもらう

予約が取れましたら、かかりつけ医の診察を受け、「診療情報提供書」を記入してもらいます（診察等に係る費用は自己負担となります）。

ウ 利用当日に利用申込書、診療情報提供書を提出（当日持参するものは次ページ参照）

利用当日に実施施設へ「診療情報提供書」、「守谷市病児・病後児保育事業利用申込書（様式第3号）」、「病児・病後児保育利用記録」及び健康保険証の写し等を提出してください。

※予約を取り消しされる方は、分かり次第、遅くとも当日8時までに実施施設へ御連絡ください。

## 8. 利用当日に持参していただくもの

- (1) 守谷市病児・病後児保育事業利用申込書
- (2) 病児・病後児保育利用記録
- (3) 診療情報提供書（かかりつけ医記入後のもの）
- (4) お子さんの健康保険証の写し
- (5) 母子手帳（初回利用時に一部分をコピーさせていただきます。）
- (6) 薬（かかりつけ医からもらっている方）  
⇒ 与薬依頼書に記入してください。  
※ かかりつけ医からもらった薬をその日飲む分だけ持参してください。  
（市販薬の持参はできません。）
- (7) 着替え一式 2組
- (8) パンツ，または紙オムツとおしり拭き
- (9) バスタオル 2枚（布団に巻く用，掛ける用）
- (10) ハンドタオル 2～3枚
- (11) マスク（忘れた場合は当日購入していただく場合があります。）
- (12) 汚れものの袋
- (13) お気に入りのおもちゃ，本
- (14) おやつ（2回分あると良い）
- (15) 慣れている飲料水，またはイオン水等
- (16) 哺乳ビン（必要な方）
- (17) 食事用エプロン
- (18) お弁当（食物アレルギー等がある場合は必須）

※（1）～（6）は当日手渡してできるよう準備をしてください。

※持参するものについては，追加・変更等がある場合もありますので，御了解願います。

## 9. 問い合わせ先

○すこやかルーム

電話 0297-45-2194

○守谷市役所 保健福祉部 児童福祉課（守谷市役所本庁舎1階）

電話 0297-45-1679（直通）

